

第3回 熊本市自治推進委員会会議録概要

日 時：平成22年8月3日（火） 午後4時～午後6時

会 場：熊本市市民活動支援センター・あいぽーと内会議室

出席者：上野委員長、荒木副委員長、岩下委員、長塩委員、中島久美子委員、
中島洋一委員、西村委員、平橋委員、松崎委員、吉田委員

上 野 委員長	1 開会 ただいまから第3回目の自治推進委員会を開催します。 午後6時には終了したいと思います。時間が限られていますが、密度の濃い議論ができればと思います。 それでは、最初に配布資料の確認を事務局からお願いします。
事務局	委員の皆様には、事前に資料を郵送させていただいております。 ・「第2回 熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要」 ・資料1「第2回委員会のまとめ」 ・資料2「熊本市における市民参画・協働の取り組みについて」 ・資料3「参画協働関連資料」 ・資料4「（仮称）市民参画と協働の推進条例のコンセプト（正副委員長案）」 ・資料5「（仮称）市民参画と協働の推進条例」の全体構成のたたき台（正副委員長案）」 ・資料6「条例の全体構成のたたき台の検討用資料」 ・「熊本市総合計画（概要版）」 上野委員長より参考文献として ・「コミュニティ問題」（バリー・ウェルマン著）
上 野 委員長	それでは、議事に入りたいと思います。前回、皆さんから色々なご意見をいただきました。概要をまとめておりますので、事務局から確認をお願いします。
事務局	2（1）前回の協議事項の確認について 第2回自治推進委員会の「会議録概要」と併せて、資料1として、第2回自治推進委員会での決定事項や確認事項等をまとめたものを配布しています。 「1「（仮称）参画と協働のまちづくり条例」づくりの論点整理」は、荒木副委員長から配付された資料に基づき、7つの論点を整理しております。「2 検討すべき項目・内容について」は、各委員からのご発言の要点を、ホワイトボードに記載し、整理したものです。
上 野 委員長	お気づきの点はございますか。 （委員の発言なし） 特にないようですので、次に進みます。 2（2）参画と協働の現状について まず、現在の熊本市における参画と協働の状況について確認しておきたいと思

	います。事務局に資料を準備いただいたので、説明をお願いします。
事務局	それでは、資料２「熊本市における「市民参画・協働の取り組み」について」から説明いたします。 本市におきましては、第５次総合計画における「まちづくり戦略計画・実施計画」の中で「市民協働で築く自主自立のまちづくり」をまちづくりの進め方として掲げ、事業を進めてまいりました。「市民参画・協働の取り組み推移」のグラフは、総合計画の約 1,500 の事業において、「情報共有」、「参画」、「協働」を 10 の項目に分類し、これらに取り組んだ事業数を集計したものです。調査開始年度の平成 15 年度に 73 件だったものが、平成 20 年度は 409 件と、年々増加傾向にあります。裏面は、「平成 21 年度 参画と協働の取り組みについて」です。第 6 次総合計画（平成 21 年度～30 年度）でも、「協働と自主自立によるまちづくり」を計画推進の柱として掲げ事業を進めております。「１ 参画の手法の分類と、分類別件数」ですが、平成 21 年度の調査から分類を変更しております。平成 19 年度に「P I（パブリック・インボルブメント）マニュアル」を策定しましたので、これに基づく「基本的な P I の手法」ごとに集計しております。第 6 次総合計画の事業数も約 1,500 事業あります。この中で、平成 21 年度に参画に取り組んだ事業数は 838 事業となっていますが、１つの事業で複数の手法を実施しているものもあります。整理しますと、533 事業となります。 次に、「２ 協働の形態の分類と、分類別の件数」ですが、この分類も平成 21 年度から変更をしております。平成 19 年度に「市民が公益活動に取り組むための指針」を策定しましたので、これに基づく「協働の 6 つの形態」ごとに集計しております。21 年度に協働で取り組んだ事業数は、515 事業ですが、これも複数の手法を実施している事業を整理しますと 352 事業となります。 参画・協働の取り組みともに、平成 20 年度までとは集計方法が変わっておりますので、単純な事業数の比較は難しいと思いますが、参考として、それぞれの表の右側にグラフで示しておりますように、参画・協働の取り組みは確実に増加傾向にあると確認しております。 続いて、資料３の「参画協働関連資料」について説明します。 「B－５ 広聴制度について」です。まず、「１ パブリックコメント制度」ですが、本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、素案の段階から公表し、その上で市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていくという制度です。後ほど、実績等について説明します。次に、「２ 市長との直接対話（トーク）関係」ですが、「まちづくりトーク」「おでかけトーク」「ゆめトーク」「子どもたちとのゆめトーク」「校区自治協トーク」などがあります。各項目の右側に平成 19 年度から平成 21 年度の実績をまとめております。また、「３ 文書関係」での広聴制度もあります。「市長への手紙」「わ

たしの提言」などです。これも平成 19 年度以降の実績を示しています。パブリックコメントの概要については先に説明しましたが、その実績については別紙にまとめております。右側の枠は意見反映の分類をまとめています。「補足修正」は、素案の修正、追加補足を行ったものです。「既記載」は、頂いたご意見が既に素案に盛り込み済みのものです。「説明・理解」は、市の考え方を説明し、理解していただく意見になっています。「事業参考」は、今後事業を進めるうえで参考にしていくものです。「その他」が、意見募集を行った事業に対する直接的な意見ではないご意見です。それぞれの件数を記載しています。実績の数値としては、平成 19 年度は 10 事業でパブリックコメントを実施し、94 人から 157 件。平成 20 年度は 15 事業でパブリックコメントを実施し、700 人から 1,730 件。平成 21 年度は、19 事業でパブリックコメントを実施し、1,093 人から 1,407 件のご意見をいただきました。平成 19 年度と比べ平成 20 年度、21 年度は意見募集数が大幅に増加しております。平成 20 年度は「男女共同参画推進条例（素案）」に対するご意見が非常に多かったことが理由に挙げられます。また、平成 21 年度についても、「自治基本条例（素案）」や、「政令市移行に伴う行政区画の編成および区役所の位置について」の事業について、非常に多くのご意見をお寄せいただいたところです。

次に、右上に「広聴制度について 別紙 2」の「パブリックコメントの意見減少の解消に向けた取組み」の資料をご覧ください。平成 14 年度からパブリックコメント制度を実施していますが、平成 20 年度、21 年度は別としまして、年々ご意見の件数が減少しています。そこで、意見減少の解消に向けた取組みについてまとめています。資料の設置場所を、市民センター等の行政機関だけでなく、地域コミュニティセンターにも設置することにしたことや、ご意見箱での意見回収を廃止し、料金後納封筒による郵送に変更したこと、「パブリックコメント」という言葉に「意見公募」という言葉を付け加え、わかりやすい説明書きに変更したことが挙げられます。参考までに、平成 16 年度以降の意見提出件数の推移も示しています。

続いて、「B-2 審議会等一覧（平成 22 年 4 月 1 日現在）」です。担当課や審議会等名称、設置根拠や委員数、公募委員がいない場合は、その理由を示しています。

次に、「C-9 協働に関する取り組み」です。「1 主な協定・契約について」の「(1) 市民協働事業の実施」については、平成 18 年度に「市民協働モデル事業」として始めた取り組みを記載しています。（平成 21 年度以降は「チャレンジ協働事業」として実施）。この事業は、市が抱える課題をテーマとして市民活動団体からの提案を募集し、最も効果的と思われる提案を行った団体と行政が、事業目的や内容、お互いの役割分担について話し合い、それらを明らかにし

	た協定を締結した上で事業を実施するものです。各年度2つの事業に取り組んでいます。事業の内容や成果は、実施状況として別紙1にまとめています。以下、「(2) ふれあい美化ボランティア制度の推進」、また、「(3) 公園協働地域委託モデル事業の実施」を記載しています。 裏面「2 主な市民公益活動支援」について説明します。 「(1) 活動団体の情報発信」に関しては、情報誌として「あいず～eyes～」や「あいぽーと通信」を発行するとともに、市のホームページや2箇所のボランティア情報コーナーで、団体の活動資金確保のための情報も含め、随時様々な情報を提供しています。 次に、「(2) 活動の場の充実」として、「市民活動支援センター・あいぽーと」の機能充実を図っているところです。「市民活動支援センター・あいぽーと」は平成21年4月に産業文化会館から現在の場所に移転し、別紙2として利用状況を添付しているとおり、利用者数及び相談者数ともに大きく増加しております。また、活動の場の充実といたしまして、地域コミュニティセンターの設置も推進しております。 最後に「(3) 人材の育成」についてですが、この件に関しては、前回の委員会において多くの委員から意見が述べられたものです。現在、本市では、まちづくりサポーターなど公益活動を支える人材育成として、各まちづくり交流室が校区自治協議会や自治会等と連携を図り、講座やワークショップを開催している状況です。
上 野 委員長	本来ならばこの委員会で検討すべきことかもしれませんが、条例案を考えるにあたって、さまざまな参画と協働の制度が出来ていることと、参画協働の取り組みの現状についての説明でした。内容等についてご質問があればお願いします。
西 村 委 員	質問です。審議会が98件となっていますが、この審議会はどういう基準によって98件となったのかという点がひとつ。 それから、「パブリックコメントの減少解消に向けて」という資料で、平成20年度から意見提出件数が増え、成果としてあがっていますが、それ以前は何箇所に文書を設置していたのか、それが何箇所に増えてこのようになったのかということ具体的に明らかにしていただきたい。それから、パブリックコメント制度実績の表に「補足修正」とあるが、これはどのような意味なのか。素案に対して補足や修正のための意見が出たということですか。「盛り込み済み」ということはよくわかるのですが、問題は、例えば、平成21年度の表の16番。「次世代育成支援後期行動計画（素案）」というものがあります。この中で、「素案の修正・追加補足」意見が36件、「盛り込み済み」が0件です。こういうところが非常に典型的に出ているわけです。もう一つお聞きしたいのは、素案に対して何箇所意見が取り入れられて修正されたのかということです。ここがパブリックコメン

	トの一番のポイントになります。ここを関係課に回答いただきたい。審議会についてもパブリックコメントについても、その他の問題についても全てに共通しているのですが、何が問題でどう改善すべきなのか。そして改善はどうすべきなのか。要綱はどこを改廃すべきか。担当課ではそれらの総括がされていると思うのですが、その意見や報告をぜひお聞きしたい。また、市長との直接対話や文書関係についても問題がありまして、相当たくさんの人々が意見や手紙を出しています。手紙だけで平成 21 年度は 945 件あります。それから、トークが 491 件です。この中で、手紙を出して実際に解決した課題や問題は何件あるのか。未解決の問題は何件あるのか。今検討されている課題は何件あるのか。この点について関係課の報告を今日お聞きしたい。できないなら、次にでもお聞きしたい。
上 野 委員長	この場で、全てに回答することは困難だろうと思います。いくつか答えられることに答えていただいて、それから私たちが今議論している大枠の部分と、パブコメはじめその持っている性格は関係しているものの、この議論に今すぐ必要かという点と違うかもしれません。ただ、おっしゃった状況については、自治推進委員会で住民参画の度合いなどを検討していく中では必要だろうと思います。ですから、今日お答えできなかったものについては、引き続きわかる範囲内で誠実に調査いただき、わかったものは次回。わからなかったものは引き続き調査し回答する。どちらにしても今後、また似たような話を十分にやらなければならないと思いますので、可能な範囲で事務局に調査をお願いします。
西 村 委 員	なぜ私がこの問題を提起しているかということ、今の行政の活動なり市民との関係の現状はどうなっているのかというところが我々の条例作りの基礎だと思うのです。このような現状がはっきりした後はじめて、この情報共有と参画と協働の条例がどのような条例でなくてはならないかという問題が浮き彫りになってくると思うのです。ただ、抽象的に、情報共有・参画・協働の条例をつくるのではなくて、現実を解決していく、そのような条例にするために、当然、十分に総括されていると思いますから、ぜひ説明していただきたいということです。
事務局	審議会がどのような基準に基づいているのかというご質問につきましては、設置根拠を定める条例、または要綱に基づいて設置されています。お手元の資料は、行政経営課に報告されている審議会の一覧となっています。
上 野 委員長	西村委員。もう既に会議の開始から 30 分たっています。この辺は簡単に進めましょう。
事務局	もう一点。パブリックコメントについてのご質問がありましたが、この場ですぐに回答することが困難なため、持ち帰らせていただきたいと思います。
西 村 委 員	これは非常に重要なことです。審議会の設置状況は全て網羅されているとお考えですか。事務局の説明では、行政経営課に集約されているものとおっしゃいました。集約されていないものもあるのではないですか。

上 野 委員長	それは具体的にはどのようなものですか。
西 村 委 員	情報公開条例に基づき調査をしましたが、行政経営課では、設置期間が1年未満の会議の情報は集約されていませんでした。では、どこが集約しているかとたずねたところ、各課が情報を持っているということでした。ぜひ、各課が持っている審議会も含めて、市全体の審議会の姿をはっきりさせていただきたい。
上 野 委員長	それでは、審議会全体の実態を明らかにしていただくということでお願いします。ほかにご質問はありますか。 (委員の発言なし) よろしいでしょうか。何か気づかれた方はおっしゃってください。 2 (3) 条例の全体構成について それでは、今日の本題に入りたいと思います。本日は条例の全体構成。盛り込むべき項目についてということです。皆さん方のご意見を伺いながら、少しずつ形を作っていくしたいと思います。正副委員長で作成したものが資料4と資料5になります。これについては、私から簡単に説明申し上げます。私どもに課せられているミッションは、条例に盛り込むべき内容について諮問され、それについて提言をするということです。皆さんのご意見に基づきながら、どのようなことを条例に入れたほうがよいかを書き出すことが求められると思います。 資料4と資料5を併せてご覧いただくと見やすいと思います。全体の構成としては、「A総則」、「B参画」、「C協働」、市民参画・協働を進めるための「D推進のための制度」、「Eその他」ということで、今後出てくるであろう見直しや、前回の会議で西村委員からお話がありました条例の名称は「Eその他」に書いております。「総則」は、自治基本条例にも入っておりまして、大まかな定義は既になされていると思いますが、参画と協働を拡充推進するという意味合いの定義については、明確に書くことが求められると思います。さらに、その前には「前文」があります。私たちが熊本市に対してどれほどの思いをもって、市を魅力あるところにしていこうということが書かれていくのだらうと思います。それから、「定義」についても必要なもの、明確にしておくものについて書くということになります。次に、「参画」ですが、参画の対象や方法を定める。先ほどからお話がありましたパブコメやその他の取り組みは住民参画の重要な機会です。その他にもさまざまな試みがなされているところもあります。そのようなものを含めまして、参画の対象や方法について、もう少し私たちの中で表記が出来ればと思います。それから「協働」ですが、協働のルールが必要になるだらうということで、現在の協働の形態を整理してあります。これについても、これ以外にもあるのかもしれませんが、こういう形態、とりわけ推進していく形態については、ある程度、例示列举的にも明記するということが可能かもしれません。また、協働

というのは聞こえがよい言葉ですが、現実的にはなかなか進みません。社会に対して責任を感じる市民が、そこそこで協働していくということが現実かもしれませんが、目指すべき方向としては、互いに支え合い、補完し合いながら、行政のみならず、市民、事業者、その他団体の方々が協働していく社会が求められていると思いますので、そのような関係性の創設に向けたものを書きこむ。それから、昨年行われました「新しい公共」に関する提案ですが、鳩山元総理からも「新しい公共」ということで、所信表明演説が行われておりました。各界等でもこのような言葉がよく使われております。古くて新しい言葉なのかもしれませんが、このような先に行われている提言も踏まえまして、市民の公益活動の推進のための規定というものを入れてはどうだろうか。とりわけ、市民活動の情報発信や、活動の場の提供。熊本市は「市民活動支援センター・あいぼーと」という形で展開されております。さらには、今回の条例で全てはカバーできませんが、政令市になった以降、こういうものの推進体制についても当然考えなければなりません。また、そのような活動に参加する人材の育成が必要になります。また、協働していく団体というのは、それなりの公共性を担うという意味において、市民に対する説明責任が当然求められてきます。このような説明責任あるいは資料にはレスポンスビリティ（責任・責務）と書いてありますが、このような責任もあるということも入れるべきなのではないかと考えています。それから「D推進のための制度」ですが、これが極めて重要になってくると思います。参画と協働を前提にした市民と行政の合意形成や、協働の仕組みというものを今全て完成系でつくことはできませんが、このようなものを整備していくという方向性。あるいは現在あるものを充実させていくということを書いておく必要があるだろうと考えております。前回は議論がありましたが、NPO、非営利団体等のテーマ型の市民活動はとても重要ですが、きわめて重要となるのはやはりコミュニティ、地縁的な空間の中の人間関係をよくしていくということも重要な視点になるのかもしれませんが。熊本市では、現在も政令市移行後も、小学校区を単位としたコミュニティ活動を推進して地域活動を推進するということを前提に区割りも行っておりますので、この部分については明確にしておく。それから、校区単位での市民が協議する場。政治的な市全体への参画はもちろんありますが、今後重要になるのは、それぞれお住まいの地域の中における市民の参画と協働をさらに盛んにしていくことではないかと思えます。さらに、政令市移行後の区の形。場所だけは決まりましたし、大区役所制で、多くの権能を都市内分権して区に移します。地域づくりの拠点というものが実質的に区に移っていきます。そういう場において、区民がその区のさまざまな取組みに参画する場、協働する場が必要になるだろうということで、課題としてあげております。また、地域情報の共有。これは私から挙げさせていただきましたが、小学校区単位の地域活動、協働、現在の地

	域の課題はほとんど明らかになっていませんでした。そういう意味では、市のさまざまな統計など提供される情報が、地域づくりの参画協働の単位に合わせて整理されていく仕組みが必要だろうと思っております。また、既に自治基本条例の中でも、この自治推進委員会は位置づけられておりますが、毎年度の参画と協働の取組みの検証と公表についても改めてここで推進していくためのツールとして、書き込んではいかがかと思います。その他、政令市移行後まで含めて今議論をしておりますが、現実的には平成24年を待たざるを得ません。このような観点については、時期が来た段階での見直しについても言及しておく必要があるだろうと思います。また、条例というものは、あらゆるものを書き出すことは出来ません。どこまで条例に書き込み、そして条例に基づいて具体的な事業として展開していくのか。それは要綱だったり、あるいは年度ごとの事業だったり、さまざまな形態をとりますが、こういう規則や要綱というものに委任するものと、条例に書いておくべきものとの選別が必要になると思います。 また、名称に関しましては、私どもからの提案と、西村委員のご意見も反映していると思いますが、「市民参画と協働の推進条例」という名称を提案したいと思います。理由は、「まちづくり」という言葉が入っておりますが、「まちづくり」は抽象的な表現です。とりわけ、今回の条例では、都市計画的なものにはポイントを置いておりませんので、他の地域が使っている都市計画的な「まちづくり条例」の意味とは少しニュアンスが違うだろうと思っております。都市計画的なものが必要であれば、それは別途ご検討いただくとして、今回は参画と協働の部分に絞り込んだ明快な条例にできればと思います。資料5をご覧くださいますと、今申し上げたことを、「構成」「主な項目」「内容」というところで整理しております。そして、前回、委員の皆さんからいただいたご意見は、右側にキーワードとして整理させていただいております。非常に簡単ですが、アウトラインについては以上です。皆さんのご意見をいただく前に、このアウトライン+αを使いながら条例案のイメージを考えていただくため、参考になる他都市の条例を整理していますので、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料6の「「(仮称) 市民参画と協働の推進条例の全体構成のたたき台(正副委員長案)」の検討用資料」をご覧ください。ただいま委員長より資料5についてご説明がございましたが、この項目が条例ではどのように示されるのかという例示として、政令指定都市の札幌市と千葉市、また、昨年の4月に施行された新しい条例である西宮市と栗東市の4市の条例から、正副委員長案の主な項目ごとに、該当するであろうと思われる条文を抜粋しております。
上野委員長	それでは、皆さんからお話を伺っていきませんが、少し整理しながら伺っていきたいと思います。全体構成「A 総則」「B 参画」「C 協働」「D 推進のための制度」「E その他」という形で整理しておりますが、まず、こちらの構成

	について皆さんのお話を伺って、今書いてある項目、内容以外にこのようなものがあるというご意見については、その後に伺いたいと思います。順に発言をしていただきたいと思います。会議が始まる前に西村委員からご意見をまとめた資料をいただきましたので配布します。また、市民団体からの提案もいただいておりますので参考までに配布します。西村委員が所属する団体からの提案ですから、西村委員のご発言の順番になったときに一緒にお話いただければよいかと思います。 それでは岩下委員からお願いします。
岩 下 委 員	委員長の言われた事とは違う事になるのかもしれませんが、まずはタイトルが大事だと思います。タイトルをどうするかによって、中身も若干変わる可能性がある。先ほどは、「まちづくり」という言葉を除外するという話でしたが、私は「まちづくり」という言葉を入れたほうがよいのではないかと思います。一つには、自治基本条例の 27 条や 29 条に「参画の原則」や「協働の原則」がありますが、これを見ると「まちづくり」という言葉が入っています。学識の先生の視点と一般の市民の視点では違うと思うのですが、やはり市民参画と協働は、まちづくりのための取り組みであることを繋げたほうが一般の市民にはわかりやすいのではないかという感じがいたします。それから、「条例」というと難しい言葉も使っており、一般の市民からすると非常に硬いイメージがあります。市民に参画や協働してもらわないといけないわけですから、市民が理解しやすい内容にしておかないと、難しい言葉を並べても言葉の意味そのものがわからない場合もあります。もし難しい言葉を使うのであれば、条例の最後に用語の解説を入れるなどの工夫も必要でないかと感じました。 また、地域の活動に関係する部分にも目を通しましたが、内容的には地域で異なる面はあるかもしれませんが、盛り込むべき項目、内容はほぼ似通った形になるのではないかと思います。
上 野 委員長	「まちづくり」という言葉を入れたほうがよいということと、わかりやすい表現で作るというご意見です。
長 塩 委 員	参画については、審議会等の種類と数に驚きました。審議会の開催には費用がかかるため、本当に必要な審議会なのかということをよく検討するべきだと思います。また、公募の委員を入れる場合、市民が問題意識を持っている課題について審議会を作ったほうが良いと思います。市民の中で、問題意識が湧き上がっていないときに設置しても、建設的な意見が出ないのではないかと感じました。 それから、他都市の条例を資料として出されていますが、似たような内容になってしまうため、熊本市らしさを目指すのであれば、他都市の条例は見ないことも良いのではないかと思います。
上 野	不要な審議会等を整理することは、どこの行政機関も行財政改革の中で行って

委員長	います。単に会議数を増やせば、市民参画の隠れみのになるという話ではないことは、おっしゃるとおりだろうと思います。本当に必要な審議会かを十分検討して作るべきというご意見です。もう一つが非常にユニークな観点だと思いましたが、市民が問題として捉えられる課題について審議会を設置する。市民の成熟度に応じながら参画の度合いも発展していくのではないかと。通常、参画と言いますと、これまでは政治参加でしたが、最近は行政参加に注目が集まっています。本来は市議会がカバーしなければならない部分もありますけれども、そこが十分に機能できていない部分、あるいは、意見が伝えやすい部分もあって、行政参画が増えています。市民は政治と行政両方のツールを持って、うまく使い分けて参画していく。とりわけ、公募委員を募りますと、関心がある人、あるいは利害関係者しか参加せず、意見が偏ってしまう。そこを超える方法は社会実験がなされていますが、そのようなことについても、皆さんからご意見を出していただいて、熊本市でも将来、取り入れることができればと思いました。
中島久 委 員	イーストヨークの「コミュニティ問題」の資料を読んで、コミュニティとは何なのか考えてみました。実際に自分が住んでいる町。同じ価値観を持つ仲間。血縁・親戚関係。そのような繋がりの方というのはたくさんあると勉強させていただきました。自分が住んでいる町が、住みよく、誰もが安心して暮らせる町であるためには、色々な人が参画できる形になるのが一番よいと思います。一方で、そのことについて全く気が付いていない人たちもいると思います。例えば自治会の活動でも、興味が無いと参加せず、自分の住んでいる地域の人を全く知らない人もたくさんいます。 前回の会議で長塩委員のご意見を聞き、世代が違くと価値観が全く違うと思いました。コミュニティにおいても、世代間の交流がすごく大事だと思います。地域では、その地域に長くお住まいの方が、地域をよくしようと色々なことを頑張っているのですが、今から社会を作っていく世代が共感できて、一緒にやってみたいと思える活動ができるといいなと思いました。一つの課題だと思います。 それから具体的な事例を挙げますが、先週、子育て中の父親と乳幼児を対象に遊びの会を開催しました。参加者は熊本市の色々な地域から集まったのですが、自分の地域でもやってみたいというご意見もありました。このように楽しみながら、人と人との繋がりができる遊びやワークショップなどのモデル的な取り組みが地域に広がっていくシステムができると、問題が起きたときに集まる繋がりをつくることができると思いました。
上 野 委員長	世代や性別を超えた集まりが、何かあったときに非常に重要だろうという話をされたのではないかと思います。人と人との繋がり、絆を増やしていく、そういう方向に持っていくべきだというご意見です。

中島洋 委 員	全体構成は、正副委員長がまとめられている案で、概ね良いと思います。名称についても「まちづくり」という言葉を入れると、私が以前まちづくりのプランニングをしていたこともあり、どうしてもハードのイメージが出てくるため、この現行案で概ね良いと思います。先ほど中島久美子委員も触れられました「コミュニティ問題」の資料に私も目を通しましたが、ネットワークとしてのコミュニティというのが原点になろうかと思います。都市が大規模化しますと、そこに住む住民も多様化します。今日では多様化というより階層化という若干シビアな意味合いも込めて、そういう状況が強くなっています。コミュニティというのは一括で運用するのはもともと難しいのですが、都市が大きくなれば一層難しさを増してきます。前回の会議でも申しましたが、熊本市はインボルブメント（関与、巻き込む）という活動を非常に積極的になさっていて、これは他都市に先行してやっておられるのではないかと思います。これはこのまま継続していただければよいと思いますし、こういう形が出来た後に、最終的に効果をもたらすのは何事も運用面になってきます。そして、そのオルガナイザー（組織化する者）というか、前回の会議でのキーワードで言えば、エンパワーメント（権限を与える）という範疇になってくると思うのですが、エンパワーメントを持つ無数の人が、どれだけポイントに位置できるかということが非常に重要になってくると思います。熊本市も政令指定都市になれば区に分かれていきます。区といっても、何十万人単位の大きな行政組織になりますから、それを一つの単位にするというものなかなか難しい。前回の会議で岩下委員から、城南町の運営は 20 名ほどの役員を構成して、班長は年一回の交代制にしている話がありました。私は、これが今後一つのモデルになるのではないかと思います。結局インボルブメントというのも、多くの人間が参画する手法を作らないと、いくら良いものを作りあげても絵に描いた餅で終わってしまう。岩下委員が取り組まれているように、多くの人に参画をしていただいて、そのことに若干でも名誉を感じる特性や役職を持たせ、それをローテーションしていけば、自然にオルガナイズ（組織する）できるのではないか。そのようなことが、今後のコミュニティの運営の原型として大事になるのではないかと考えております。
西 村 委 員	まず、名称に入れて頂きたい文言、概念があります。ひとつは「情報共有」です。それから、参画・協働の推進だけではなくて、「参画・協働の拡充推進」と「拡充」という文言を入れるべきだと思います。なぜならば、自治基本条例の第 3 条に「住民自治の拡充推進」という言葉がある。また、第 30 条第 1 項に「市民参画を拡充推進する」。同じく第 30 条の第 4 項に「協働を拡充推進する」。第 31 条に「参画と協働を拡充する」と、4 つの項目に「拡充推進」という概念が盛り込まれているわけです。参画と協働は自治基本条例の中で中核概念なのです。この概念がないと、自治基本条例は完全に空洞化した条例になります。この

概念が自治基本条例の中で、熊本市の自治の推進、熊本市の市政運営にどういう役割を担っているかということ、自治運営の基本原則になっています。もうひとつは市政運営の原則として、自治基本条例の第 12 条に位置づけられています。市政運営を進める上での中心的役割を果たす参画・協働という概念なのです。この参画・協働をそういう概念として捉え、どのような方法で進めなければならないかということ、基本的に拡充推進していかなければなりません。「推進」はただ進めるだけです。「拡充」というのは、参画と協働の範囲を広げて、中身を拡充し、前に推し進めるというところに、拡充推進の本質があるわけです。したがって、この概念は、自治基本条例の根本思想であるし、政策概念であるし、推進していく原動力になる概念であると思います。今回、上野委員長より参画と協働を明確に「拡充推進」していくと報告されました。「拡充推進」にしなければ、意味が半減してしまいます。拡充と推進という概念を分割してはいけない。統一して、ひとつの概念として捉えて推し進める必要があるという観点から、「拡充推進」を名称に明確に謳うべきということがひとつです。

それから、「情報共有」をどのように捉えるかということですが、自治基本条例の前文で「情報の共有を前提として、積極的に市政・まちづくりに参画していく」とあります。つまり、「情報共有」は、参画・協働の前提という位置付けがありますから、「情報共有と市民参画・協働の拡充推進条例」としていくべきだと思います。これがひとつです。もうひとつは、公募の問題です。情報公開請求で、各課が設置する審議会の委員公募の問題を調べてみますと、ばらばらなんです。統一した要綱がありますが、十分ではない。それぞれの運用は各課の判断で行っており、ある意味、各課の課長の裁量でやっている。この問題については、審議会の問題と同時に、公募の問題、公募の体系、委員の公募は市民参画のひとつの形態ですから、はっきりとしていくべきではないかと思います。

もうひとつは、行政評価に市民が参画していくことが、自治基本条例の第 13 条に謳ってあります。第 6 次総合計画に基づいて、7 月頃までに総括がされてきているのですが、ここにどれだけの住民が参画して行政評価がされているかという現状と問題点を、関係課に明らかにしてもらいたいし、10 ヶ年計画を進めていく上で、参画の具体的な形態としての行政評価を明確に、今度の条例の中に位置づけていくべきではないかと思います。

そして、時間的な問題がありますが、市民に理解されるような丁寧な議論、また市民向けの学習会や報告集会をこの自治推進委員会でやっていく。上野委員長を始め委員が出かけて行う地域での報告集会をきちんとやっていただきたい。そうすることによって、この検討委員会の果たしている役割が市民に明らかになるし、市民の方々が、この条例についての理解を深めていくでしょう。そういう意味で、ぜひ上野委員長を中心として、地域の説明会をまず委員会で開催して頂き

	たい。そのためには、起草委員会、分科会ということでもいい、十分時間をとるために、ボランティアでもいいですが、他の市民を含めまして、個別的な起草委員会というのを組織してやるべきではないかという意見を提案したいと思います。
上 野 委員長	「情報共有」を名称に加えたほうがいいという意見と、「拡充推進」という言葉をセットで使ったほうがいいという意見。それから、公募については体系的な統一基準的なものについて検討すべきだろう。行政評価に対する市民参画のチャンネルを充実させていく。それから、ご要望として、条例を作る際には起草委員会を考えてほしいということと、この委員会が地域に出かけて行って、市民に対して説明する機会を作った方がいいという2点でした。
平 橋 委 員	地域についてお話しがありましたけれども、私は民生委員をしまして、赤ちゃん訪問という事業があります。第2子が生まれた家庭を民生委員が訪問する制度です。今日、ここに来る前にも訪問してきました。実は、生活者の視点からの意見や思いを聴きたくて、訪問先でこの委員会の話をしました。みなさんの意見を反映する場ではないのですが、何か困り事はないかと尋ねましたら、熊本市は、育児休暇中に兄弟児を保育園に預けることができず、子育てに厳しいとおっしゃっていました。このように、市民は個々に問題を抱えていても、どこに相談すればよいのか分からないことがあります。生活者は老若男女さまざまですが、この難しい条例を作ったとしても、どこまで市民に浸透するか分からない。条例が必要かどうかという、条例は必要であると思うのです。なぜかという、私たちの校区はモデル地域として、熊本市、県、消防など色々な機関と協力して防災の取組みを行っており、先だってワークショップがありました。40人くらいが集まったのですが、地域住民はたったの9人でした。それは、情報が共有できていない。問題の出し方もありますが、みんなに認識してもらうためには、熊本市も、防災関係の部署だけではなくて、例えば、民生委員や消防、地域に色々な形で呼びかけて頂くと、もっと参加者が多かったのではないかと思います。条例ができて、縦横色々なつながりができて、みんなが一斉に動いてくださると、あれはどこがしているから関係ないとかではなく、集まりが多くなるのではないかと思います。市民が自治を推進しようと思っても、行政主導でないと難しいと実際に地域で活動して思います。 もう一点。条例の名称で、岩下委員が「まちづくり」という言葉があったほうがいいとおっしゃいましたが、堅い名称でも大丈夫だと思います。ただ、できればサブタイトルを入れて頂きたいと思います。例えば、「安心安全のまちづくりのために」とか、「安心して生活できるまちづくりのために」とか良い言葉をみんな考えて頂くといいのです。キャッチコピーを作って、それをサブタイトルにすると、堅い条例というだけではなく、もう少し関心を寄せてくれるのではな

	いかと、岩下委員の意見も含めて、そう思いました。
上野 委員長	ありがとうございました。行政の縦割りを超えて政策が行われて、市民の活動も増える。また、地域内の情報共有がとても大事。それから、名称に分かりやすいサブタイトルを付けてはどうかと。愛称的なものもあるのかもしれない。
平橋 委員	条例名称の横に括弧でサブタイトルがあればと思いました。
上野 委員長	法律に馴染むかどうかは分かりませんが、解説のパンフレット等を作るときにおっしゃって頂くとよいのではないかと思います。
松崎 委員	まず、名称からです。「まちづくり」を外したという正副委員長の案で結構です。思い切って外すことで、明確に分かりやすくなる部分もあるかと思います。全体的には、正副委員長案で賛成です。 ひとつだけ、「D 推進のための制度」のところで、他都市の条文を見ますと、札幌市だけが拡充の仕組みとして、区におけるまちづくりが出ているんですけれども、熊本市の場合は小学校区を単位としたコミュニティ活動を基本にするということで、非常に小さい、スモールな部分を基本とすることがあえて入っています。それから、「校区自治協など市民間の協議の場」ということで、地域の課題解決、特定の地区の課題という場合は大丈夫なのですが、特定の分野の課題となると、小さな地区だけではなくてしまうので、あえてここに推進の制度を入れるのであれば、市民活動団体とかNPOとの協議の場ということが設けられたらと思います。
上野 委員長	名称は「まちづくり」を外すということで賛成。全体構成も賛成。それから、推進のための制度のところ、市民活動団体との協議の場を入れる。 もう一点が、非常に小さな小学校区単位がベースとなっていますが、一番小さい単位です。その次に区、旧町がくるかもしれませんが、各レベルのコミュニティの入れ子構造のようになっていくと思います。当然、条例は政令市移行前に作られるので「区」という表記は控えていきますが、当面は小学校区が出てくるかと思います。最終的には、区がもうひとつ大きなものになっていくのではないかと考えております。
吉田 委員	条例に関しまして専門的なことは分かりませんが、岩下委員からも意見が出ておりますように、この条例というのは市民の生活に密着して、こういうのが、必要だ、読んでみようかなと、分かりやすくというのももちろんありますけれども、身近なものに感じるような条例ができたらいいと感じます。どうしても条例というと、非常に生活とかけ離れたような感情を一般的な人は持つわけです。そういった意味では、「まちづくり」という言葉があったほうが良いと自治会の立場から考えました。それから、やはり条例を作る場合、熊本市の現状がどうなのか、実態がどうなのか、そういったものを踏まえてできるのではないと思うわ

	けです。そういったものを十分分析しながら、先進地のいいところを色々いただきながらも熊本市の実態を踏まえて、それにあった条例ができれば親しみやすいものになっていくと考えます。それから、「D 推進のための制度」は、仕組みをどう啓発し、どう広めていくのか、やはりこれが一番大きな問題ではないかなということを感じました。資料に書いてあります、「小学校区を単位としたコミュニティ活動」。そのためには、まず家庭。家庭の次は町内の各班があると思います。そして、町内があって、複数の町内がまとまった小学校単位になる。そのようなものをきちんと作っておかなければ、条例は作ったが市民には浸透していないということになり、条例の価値がなくなる気がします。 それから、2 番目に「校区自治協など市民間の協議の場」とありますけれども、熊本市内に校区自治協議会はいくつできていますか。
事務局	74 校区です。
吉 田 委 員	まだ、できない校区もありますが、校区自治協議会は、各自治会長、あるいは各種団体長が集まってできているのですが、これがこれからの校区のまちづくりの中核となっていくと思います。助成金も出ておりますので、校区自治協議会は助成金を活用しながらいかにして校区を盛り上げていくか。その中でこの条例を浸透させていくことが非常に大事ではないか。そう考えた場合に、「(1) 小学校区を単位としたコミュニティ活動を基本」、「(2) 校区自治協など市民間の協議の場」は、非常に大事なポイントになると考えております。
上 野 委員長	市民が身近なものに感じるために、「まちづくり」の言葉は残したほうがいいという意見です。それから、まず実態を調べて、よいアイディアというものを熊本市の条例の中に取り入れていくようにして欲しい。条例化した後、どう広めていくのか、そういう仕組みが大事だというご意見です。ただ、岩下委員がお住まいの地域と、私が住んでいる地域とでは、歴史的・文化的な違いがありますので、詳細にこうでなければならぬとはいかないのだろうと思うのですが、おっしゃるような積み上がっていく単位が、それぞれ機能を発揮するような支援が必要だと思います。それから、校区自治協議会がまちづくりの中核となるので、そういうところに対して、条例の趣旨等を浸透させていくというようなご意見がございました。 様々な観点から話を頂きました。構成案そのものは異論がなかったようです。中身の部分については、それぞれの委員からご意見を頂きました。 では、荒木副委員長からご意見をお願いします。
荒木副 委員長	皆さんの様々なご意見を聴きながらメモを取り、正副委員長案として出したものを土台として、共通点は何かと考えていました。それから、参画と協働の基本的な考え方といいたし、協働をしていく場合の必要条件といったものに

は、どのような条件が整っていたほうがよいかという資料を作ってきましたので、皆さんにご案内したいと思います。

(資料配布)

まず、ご意見を聴いた感想ですが、皆さんのご意見の背景にひとつございますのは、熊本市が政令指定都市になる、行政区制度になること。もうひとつは、校区自治協議会が根底にあって、そこが熊本市の自治の中核になるということ。そうすると、校区自治協の範囲の中で、地域住民の皆さんが参画しやすく協働しやすい、そういう条件を整えていったほうがよろしいのではないかと。つまり、熊本市という人口 70 数万人規模の大きな都市全体に参画を促しても、市民の皆さんが肌で感じることはほとんどできない参加になってしまうだろう。では、行政区単位で見たらどうであろう。例えば、三鷹市の人口は、熊本市の行政区割りで考えますと、ちょうど東部方面の区の人口と同程度しかありません。東部方面の区とおなじ人口規模の三鷹市は、日本一のコミュニティづくりを進めた自治体ということでございました。そこに、18 のコミュニティを作って、主要な市民から見た問題提起、その解決策も市民の意見を吸い上げながら対応していくという市政を行ってきている。それは東部方面の区程度の規模であって、それが熊本市の場合には 5 つあるわけですから、そう三鷹市のように簡単にはいかないと思います。先程のお話で、熊本市には 74 の校区自治協議会があるということでしたが、5 つの区で割ると、各行政区の中に 15 程度の校区自治協議会が存在するわけです。そこが、三鷹市に匹敵するような形であろう。そうすると、これをうまく運用していけば、参画と協働の市政運営はおおよそうまくいくのではないかと。要は、15 の校区自治協議会がネットワーク化してひとつの行政区になり、5 つの行政区がネットワーク化して熊本市になり、市という大きな運営につながっていく。このように重層化しているシステムを運用していかなければいけないという意味では、三鷹市と熊本市は全然違う形をとっていかなければならないだろうという感じを受けました。

けれども、皆さんのご意見を承っておりますと、やはり校区自治協議会の単位あたりが地理的範囲の設定条件として、一番熊本らしさを出しやすい参画と協働のあり方ではないかと思えます。

これを念頭におきまして、皆さんに配布した資料〔別紙 4〕という形で、協働の仕組みづくりとその理念、基本条件というのを考えてみたのですが、基本的なものは 1996 年に作った内容で、15 年経っております。ほとんどそれと変わらないわけですが、参画をしたり、協働をしたりする場合に、市民の皆さん方が参加しやすい地理的範囲、日常的行動範囲と捉えてよろしいかと思えます。日常生活上、自分が住んでいる地区にどういう問題があるかと気づきやすい面でもあるということです。自分たちが住んでいる地区にこういう問題があるということが分

ければ、同じ場所に住んでいる人であれば、その問題について同じように問題意識をお持ちになるでしょう。1) は、そういう目標の共有化を進めていく必要があるということです。

2) は、複数主体の併立と対等性。現在は、昔の農村型社会のように、地域の権力交渉の中で、ボスの支配層が牛耳っていたような社会ではありません。個々の領域について、教育問題に詳しい人、まちづくりに詳しい人、組織に詳しい人、そういう人たちはそれぞれの分野毎にリーダーシップ性を発揮していく、そういう形になっていって、それをお互いに了解しあう。そういう意味での併立と対等性を、その活動する、参加する、参画する人たちの間で確立、確保していく必要性がありましょう。

3) は、それぞれの地区の人々の間で、あの人はこういう面に詳しいけれども、このことは別の人が詳しい、ということで、地域全体のことについてはお互い相互に補完しあう、そういう関係を確立していく必要があります。

4) では、私はそれには参画しなかったから責任はないということではなくて、別の面で参画しているのであれば、ひとつの地域全体のことについて責任を持つことが求められるということです。それから、小さな意見を踏み潰してしまうのではなくて、尊重する、これがデモクラシーの基本で、こういう考え方をもって進めていかないと協働は進んでいきません。そのための基本条件を並べてみました。こういう内容が、全国の自治体の参画協働条例から、私が集めた 7、80 の条例の中身を当たってみますと、どこの自治体もなんらかの形で入れ込もうと努力されていたようです。そういう点では、熊本市もほぼ同じではなかろうかと思えます。今回は、熊本市の特徴をいかに出していくか、皆さんのご意見の中でも特徴ある分野が出されたものですから、それを入れ込めばよいのではないかと思います。次に、「③ 仕組みを動かす基本条件としての人材発掘と養成」を挙げております。これは、前回の委員会においては、皆様の意見の中でおっしゃったことであります。協働を進めていく場合に、リーダーシップを発揮する人たちが地域の中にいらっしゃれば、その能力、ノウハウ、技能というものを大いに発揮してもらおう。そして、お互いに連携しあっていけば、いい地域づくりになっていくであろう。それが熊本市の政策に結び付く。そして、総合計画、基本方針につながっていけば幸いであると考えます。それから、協働をしていく場合に、3つのパターンがあると申し上げておりました。市民と市民の「民民の協働」と、行政と市民、民間の「公民の協働」、それから、県の行政と熊本市の行政、或いは熊本市の A 課と B 課が連携してある課題に挑んでいくという「公公の協働」です。協働する場合に必要なルールと、先程、条例のコンセプト（正副委員長案）にも「協働のルールを定める」とあったのですが、協働をしていく場合には、地域的な単位の協働と、分野的な範囲の協働といった二つのものがあります。いず

	れにしる、異なる主体が、二つ以上あって力を合わせていく仕事ですから、そういう人たちが一緒に、十分に力を発揮していけるためのルールづくりをしなければいけないでしょう。その場合に、どういう名称をそれぞれつけていくかというようなこと、ルール化していく場合のことを、16 項目挙げておいたのですが、こういう形のものを、条例の中に即座に盛り込むというのは無理です。ですから、こういったものをルール化して、対応していくという程度の書き方で、具体的には行政の現課のほうで、こういう事業、こういう区域の問題については、要綱あるいは、内規など行政の規則がありますから、そちらに委任する。「その他」のところで、「条例の見直し」とか「委任」を入れ込んで表現をすればいいのではないかと思います。みなさんから出された意見をこの中に入れ込んでいけば、大抵のものは入っていくのではなかろうか、その中に熊本市らしさが出るのではないかと思います。貴重なご意見が出されたので、早速また整理して、この枠の中に入れ込んでみたいと思います。
上 野 委員長	2（４）盛り込むべき項目について 構成だけでなく、内容についても必然的にお話が出てきました。あと少し時間がありますので、もう少し色々な話を聞いて、これは賛同するとか、少し違う意見を持っているというような形で、似たような話も含めて、ご意見を頂ければと思います。どなたからでも結構です。
長 塩 委 員	皆さんの話を聞いて、何のためにこの条例をつくるのかと考えた時に、住みやすいまちというのは、何かあったときに仕組みが機能して、まちに住んでいる人がみんな生き残ることが大事だと思うんです。そういう非常事態に、熊本市が一斉に情報を伝えるのはとても難しいと思いました。例えば、区役所から連絡網で順番に伝えていくとすると、非常に時間がかかったり、誰か抜けたら、そこから先は死んでしまうようなことが起きてしまうかもしれません。例えば洪水が起きて危険なときには、まず川沿いの人に連絡をすとか、場合によって、情報収集や、伝達の方法を使い分けることも必要ではないかと思います。熊本市はエリアも非常に大きいし、地域によって、山や川があったり、住民同士の関係も異なっています。そのような情報を把握することは大事だったのです。例えば、人間でも熱かったときに手を引っ込めるような反射的に使う伝達経路と、普通に味わったりするときに使う伝達経路が違うように、情報伝達を状況によって変えるというのを入れてみるとどうだろうなと思いました。
上 野 委員長	広い意味の情報伝達のお話だったと思います。 実は、災害に関する情報伝達の仕組みは既にあります。例えば、水害などの災害時に臨時のラジオやテレビによる緊急通報が放送され、広報車が廻り、地域の主要な方に連絡が行きます。それでも熊本市の中心地に住んでいる人は反応しない。全国では、日頃の人間関係を作って声掛けに行って頂くようなネットワーク

	まで重層的に作っています。そういう情報連絡網が地域によってうまく機能するところと機能しないところがあります。でも、今回私たちが議論している情報の共有と、災害時や国民保護法などでもありますが、市民を一斉に動かすような情報の共有とは少し違うような気もしました。ただ市民のところまで、情報を連携、共有させるかというところでは、市民と行政、あるいは市民と市民との協働が不可欠であるということには間違いないと思います。
岩 下 委 員	こだわるわけではないのですが、先程の「まちづくり」の問題です。全体的にこれは入れないということではなくて、私はとにかく、約6年間住民と共に活動してきた中で、住民のペースで考えた場合、この条例は住みよいまちづくり、自分たちのまちを自分たちでつくるというような、良いまちづくりを進めるためのものです。良いまちをつくるためにみんなが参画をして、協働をしてやっていこうというのが、一番の目的です。自治基本条例のパンフレットの表紙にも、「自分たちのまちは自分たちでつくるを合言葉にみんなでまちづくりを進めましょう」と書いてあります。定義の中にも出ています。だから、「まちづくり」は、非常に大事だと思うのです。これが、漢字でなく、ひらがなで書いてあることにひとつのよさがあるのです。ハードではなく、ソフトのまちづくりなのです。そういった意味で、私は「まちづくり」という言葉を入れたほうが良いと提案しました。最終的に皆さんがご判断されることですが、これを入れることによって、条例が非常に柔らかく、住民の方にソフトに伝わりやすいのではないかと思います。先程、吉田委員もおっしゃいましたが、条例と聞いただけで堅苦しい感じを受けます。私たちはこれまで、実践的に住民の方々と関わってきましたから、そういう視点で、入れたほうが良いのではないかと提案したことだけ付け加えておきます。先程、西村委員が、名称に「情報共有」と、「拡充推進」を入れると提案され、それに「まちづくり」となると長すぎますから、絶対に入れないといけないということではありません。
上 野 委員長	最近、名称が長い条例もありますが、わかりやすく親しみのある名称について議論ができたと思います。 今日も予定していた時間が来ました。これを持ち帰られて色々考えられることもあると思います。時間までにもう少し皆さんも再検討、見直しをされて、何か思いつかれたら、私どもにまたお知らせください。 このあと、事務局で資料を用意されていますのでお願いします。
事務局	(資料配布) 「意見の提出について」という用紙を配らせて頂きました。皆さんから、それぞれご意見を頂いておりますけれども、各委員の意見をお聞きになって、また色々なご意見があると思います。どのようなご意見でも結構ですので、これに記載をして、事務局へご提出ください。その後、正副委員長に整理いただきたいと

	思っております。提出は8月10日までをお願いします。
西 村 委 員	質問ですが、なぜ期限が8月10日までなのですか。もともと自治推進委員会は条例をつくるために組織されたものではないのです。自治を推進することと、参画協働の検証をしていくことが中心なのです。それが、条例を作れということになってきたのです。そのため、委員の皆さんは準備ができていないと私は思います。つまり、条例を作るということで、募集された体制、委員ならばそれでもいいでしょうが、そうではないのです。一週間でいろいろ調べたりするのは大変なんです。
上 野 委員長	今日の話に基づき、皆さんが思ったものを8月10日までにご意見として出していただくと、この場で出された意見と合わせてまとめようということです。
西 村 委 員	だから、それをはっきりと言ってないのです。ただ8月10日が期限だということだけでは、説明が不足しています。
上 野 委員長	事務局より説明をお願いします。
事務局	この「意見の提出について」という用紙は、今日の議題である条例の構成と主な項目内容についてご意見をいただくためのものです。あくまでも、今日の会議内容についてです。今後も、引き続きご意見を伺いながら進めます。
上 野 委員長	それから、私からお願いですが、皆さんから様々なアイディアを出して頂いています。これまで、熊本市でやってなかったことや、もしかすると、他の自治体でもあまり普及していないことが入っているかもしれません。私たちとしては、有用なものだと議論していますので、関係各課に接触されて、実現可能性について、難しいのか、できるのか、感触くらいは教えて頂ければと思います。 3 次回の開催について 次回の開催ですが、事務局から日程案はありますか。
事務局	9月28日火曜日、9月29日水曜日を案として提示したいと思います。
上 野 委員長	(各委員スケジュール確認、調整) では、9月29日(水)午前10時からということでお願いします。 次回までに資料やデータが必要であればお知らせください。次回はさらに条例体系も含めて、できるだけ大筋合意ができるものは決定を進め、意見が少し分かれる、観点が違う部分については、両論併記的な表現になるかもしれませんが尊重していきたいと思います。9月末の委員会を経て、10月くらいには、荒木副委員長とお話をして、提言の案を作り、皆さんに条例の骨子の話までさせていただけたらと思っております。それが終わりますと、この委員会の本来の仕事である、自治の現状と課題について議論していく作業に入りたいと思います。
西 村	9月29日の回は、どういう性格でどこまで煮詰める予定ですか。今、10月に

委 員	は提言をまとめるとおっしゃいましたが、29 日はどういう性格、目的の回になると考えたらよろしいですか。
上 野 委員長	先程も申し上げましたが、条例の盛り込むべき項目や内容について、まだそれぞれ挙げていらっしゃるわけです。分かりやすいのがいいとか、長いから短くしましょうとか、いろいろ考えなければならない。それ以外に、規則や要綱に委任したほうがいいものも含めて条例でなくてもよいもの、条例には書かなくても良いが意見として提案に入れて欲しいものとか、そのあたりの目安について意見交換したいと思います。そこまでできたら、条例の骨子の部分と、それを受けた次の要綱や規則まで言及して提言ができるのではないかと思います。
西 村 委 員	先程、お願いした行政の調査、パブコメや市民の公募の問題、審議会の問題、そういったものの現状報告は1ヶ月でできますか。それがはっきりしないと、どういう内容の条例にすべきか、どういう文言を入れるべきかということがはっきりしません。特に、今ある要綱のどこを変えなければならないのか、どこに問題があるかということを、各課、所管の担当課に発言をしてもらいたいです。そうしないと、抽象的な条例になってしまうのです。今回の条例は具体的で、確実に住民の参加、協働が進むような、そういう現状を踏まえた、問題点や現状を踏まえた条例にしなければならないと思います。そういう意味で、行政の方々が果たす役割が非常に重要であると自覚して報告してください。
上 野 委員長	西村委員の依頼については対応をお願いします。 4 閉会 今日も熱心にご議論いただきありがとうございました。これで、第3回自治推進委員会を終わりたいと思います。